

前検査車両へ点検整備注意喚起文の記載（案）

- ・車検時に前検査で受検した車両（二輪車、被けん引車、大型特殊自動車（前面ガラス無）を除く。以下「前検査車両」という。）については、ドライバーが日常的に視認することができる検査標章裏面余白に「法定点検未実施（車検時）」を印刷する。
- ・検査を伴わずに検査標章を出力する場合（※）は、前回検査時に前検査車両だったものについては、その情報を引き継ぎ、検査標章裏面余白に印刷する。
※車検有効期間内に、用途の変更による有効期間短縮のため検査標章を出力する場合など
- ・検査標章の汚損・紛失による検査標章の再交付時においても、前回検査時の情報を引き継ぎ、前回出力時と同一の検査標章を印刷する。

